

第7章 共生と交流を深める まちづくり





第1節 人権の尊重

現況と課題

- ●お互いの人権が尊重され、すべての市民一人ひとりが安心して幸せに暮らすことができる社会の実現をめざし、人権啓発や人権尊重の教育に取り組んでいますが、同和問題や高齢者、障がい者、女性、子ども、在住外国人などに対する人権侵害が今もなお存在しています。差別落書き、差別発言なども発生し、また、インターネットが生活の中に急速に入り込み、身近な通信手段になりつつある今、さまざまな人権侵害の書き込みも見受けられます。
- ●人権を自分自身の大切な問題として捉え、市民一人ひとりの人権意識が 高められ多様化する人権問題解決に向け、総合的な人権施策を進めてい く必要があります。

基本方向

◆すべての市民一人ひとりの人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するために、人権意識の高揚、人権擁護の推進、人権尊重のまちづくりや多文化共生社会の実現など人権尊重への総合的な取り組みを推進します。



街頭啓発(人権啓発強化月間)

施策の体系

人権意識の高揚

人権 擁護の推進

人権尊重のまちづくりの促進

多文化共生社会の実現

人権行政推進体制の充実

人権の尊重

1. 人権意識の高揚

- ●あらゆる場や機会をとらえて、人権教育と人権啓発に努め、市民一人ひとりが正しい理解と認識を深める取り組みを推進します。
- ●人権教育・人権啓発を市民に広く効果的に行うため、人権教育に取り組む指導者の養成をはかります。
- ■関係機関と連携・協働をはかりながら、市民の自主的・主体的な活動を支援・促進します。
- 人権教育・人権啓発に関する情報収集・提供、機能の充実をはかります。

2. 人権擁護の推進

- ●市民が自己実現をはかることができるよう支援するため、必要な支援情報を効果的に提供します。
- ●多様化する人権問題に対応するため、人権に関わる総合的な相談窓口の整備に努めます。
- ●人権問題の相談・支援・救済・擁護に効果的に対処していくために、相談機関と 保護機関との密接な連携・協働をはかります。

3. 人権尊重のまちづくりの促進

- ●福祉の充実と人権尊重のまちづくりを推進するため地域福祉の充実をはかります。
- ●市民と協働によるバリアフリーの推進および支援に努めます。

4. 多文化共生社会の実現

- ●在住外国人の人権が尊重される生活環境づくりを推進します。
- ●多文化共生社会の教育・啓発の推進と国際理解の促進をはかります。

5. 人権行政推進体制の充実

- ●人権行政の推進体制の整備に努めます。
- ●人権尊重の社会の実現に向け、人権センターの 設置を進めます。
- ●国、県、市町、企業、NPO等の民間団体、ボランティア団体、自主的な学習グループ等との相互の協力体制を強化する取り組みを推進します。



人権啓発図画・ポスター展



第2節 男女共同参画社会の形成

現況と課題

- ●市民と行政が一体となり男女共同参画社会の実現に向けての取り組みを 進めていますが、まだまだ性別による固定的な役割分担やそれに基づく 社会慣行が残っており、個性と能力を十分に発揮することを妨げています。
- ●男女共同参画社会の実現には市民一人ひとりの意識改革が必要であり、 女性と男性が対等に参画するため、社会全体の一層の努力が求められて います。

基本方向

- ◆男女共同参画社会の実現をめざし、市民一人ひとりの意識を高めるため、啓発活動をさらに推進します。
- ◆男女共同参画に関心のある団体を支援することにより、市民組織の強化をはかり、市民参画・協働による男女共同参画を推進します。

施策の体系

男女共同参画社会の形成

市民参画の推進

啓発活動の推進

推進体制の充実



男女共同参画 パートナーシップフォーラム

1. 市民参画の推進

- ●松阪フォーラムなどの市民企画・運営事業を開催します。
- ●男女共同参画事業の企画を募集し、市民と市が一体となり事業を進めます。
- ●市民参画によって企画・編集する男女共同参画情報紙を作成します。

2. 啓発活動の推進

- ●男女共同参画セミナーの開催をとおして、啓発を推進し、男女共同参画社会の実現をはかります。
- ●男女共同参画情報紙を発行し、市民への啓発活動を進めます。

3. 推進体制の充実

- ●市民、事業者、市が協働して男女共同参画社会の実現をめざします。
- ●男女共同参画審議会・男女共同参画施策推進委員会と連携し、男女共同参画社会の実現に努めます。



松阪フォーラム





第3節 ┃ バリアフリー社会の推進

現況と課題

- ●障がい者や高齢者のみならず、すべての人が安全で安心して暮らしてい くうえで、現在の社会にはさまざまな障壁(バリア)が存在します。
- ●障がい者や高齢者はもとより、だれもが安全で安心して暮らすことので きる社会の実現のため、物理的なバリアフリー化とともに、情報や心の バリアフリー化を進めていく必要があります。

基本方向

◆「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」という考え方をふまえ、身体 的状況、年齢、国籍などを問わず、すべての人が自由に社会に参画し、いき いきと安全に暮らせるよう、ハードとソフトの両面から整備を進めます。ま た、市民や事業者、関係機関などと連携・協働し、障壁(バリア)を感じる ことのないまちづくりを進めます。

施策の体系

バリアフリー社会の推進

物理的なバリアフリーの推進

情報のバリアフリーの推進

心のバリアフリーの推進

協働によるバリアフリーの推進



バリアフリー推進チームによる現地調査

1. 物理的なバリアフリーの推進

- ●建物や道路・歩道、公園など公共施設のバリアフリー化を推進します。
- ●公共交通機関や施設など交通環境のバリアフリー化を推進します。
- ●民間施設のバリアフリー化を促進します。

2. 情報のバリアフリーの推進

- ●バリアフリーに関する情報の提供を行います。
- ●施設利用者へのわかりやすい情報の提供を行います。
- ●バリアフリーに関する支援や相談体制の充実をはかります。

3. 心のバリアフリーの推進

- ●バリアフリーに関する情報の提供を行います。
- ●バリアフリーに関する学習機会の提供を行います。
- ●バリアフリーに関する啓発を推進します。

4. 協働によるバリアフリーの推進

- ●市民や事業者との連携体制を推進します。
- ●市民や事業者との協議体制を推進します。



駅のバリアフリー化

■市営住宅のバリアフリー化戸数と実施(計画)率の推移

年 度	14		15		16		17		18		19		20		21		22	
実施戸数	実施	累計	実施	累計	実施	累計	実施	累計	計画	累計								
	14	94	102	196	40	236	48	284	30	314	26	340	53	393	30	423	43	466
管理戸数	1,570		1,570		1,681		1,684		1,684		1,684		1,684		1,684		1,684	
実 施 率	5.99%		12.48%		14.04%		16.86%		18.65%		20.19%		23.34%		25.12%		27.67%	

資料:住宅課



第4節

市民活動の推進と協働のまちづくり

現況と課題

- ●本市においては、広報まつさかをはじめ、ケーブルテレビ、インターネットによる広報とともに市政バス、市民の声制度などの広聴活動が行われています。また、市民活動センターが設置され、多くの市民活動が成長しつつあります。しかし、協働に欠かせない情報については、まだ市民と行政との間の格差は大きく、また、市民活動団体の安定した資金の確保や、行政や民間企業における協働のまちづくりに向けた認識と体制の整備についても十分といえない状況にあります。
- ●行政と市民との情報の共有化と人材を育成するコーディネーターの確保、市民活動の自立に向けた資金を確保できる体制整備の必要性が高まっています。
- ●市民と行政との協働を推進するための環境整備が必要です。

基本方向

- ◆市民や市民活動団体等のまちづくりへの参加・参画・協働を進めるために広報・広聴をさらにすすめ、市民と行政との情報の共有化を推進します。
- ◆市民活動を行う人材の育成とともに、市民活動団体の自立した資金源の確保 のための環境整備を推進します。
- ◆市民と行政がまちづくりに対する将来像を共有するとともに、お互いの役割を認識し、双方が積極的に協働のまちづくりを進めることができる体制と環境の整備を進めます。



市民活動センター

施策の体系

市民活動の推進と協働のまちづくり

市民と行政との情報の共有化の推進

市民活動の活性化

協働のまちづくりの促進

施策の内容

1. 市民と行政との情報の共有化の推進

- ●広報まつさか、ケーブルテレビ、インターネット等を活用し行政の情報をわかり やすく迅速に市民に伝えるとともに、市民活動団体、地縁団体等との情報交流を すすめます。
- ●市民の声、出前講座、市政バス等を通じて市民と行政の相互理解の推進と情報の 共有化を進めます。

2. 市民活動の活性化

- ●市民活動団体等の交流拠点・情報拠点の充実に努めます。
- ●市民活動団体等の活動資金確保のための環境整備を進めます。

3. 協働のまちづくりの促進

●市民と行政が協働を進めるうえでの基本的事項の認識を共有するために自治基本条例の制定に努めるとともに、協働に向けた行政の体制の整備を進めます。



市民活動防災訓練



ごみゼロ運動



第5節

地域コミュニティの再生

現況と課題

- ●住民自治の拡充は、今後の市政にとって重要な位置づけがされています。 しかし、本市においては合併後、全市的な自治会連合会が誕生するなど 新しい取り組みがみられるものの、コミュニティにおいては、単位自治 会など小規模の住民自治組織が中心で、広域的で規模の大きい取り組み は難しい状況にあります。
- ●地域のまちづくりに欠かせない集会施設や情報伝達機能が十分でない地域があるとともに、少子高齢化・市街地のドーナツ化現象、中山間地域での過疎化などにより、地域の住民活動に困難が生じてきています。
- ●広域的な地域課題を解決し得る新しい住民自治組織の必要性が求められています。
- ●コミュニティの協議・検討および情報を発信する拠点施設である地域集 会所や情報伝達機能の整備が求められています。

基本方向

- ◆地域に根づいた自治活動のための活動支援とともに、活動拠点の整備に努め、 自主的で主体的なコミュニティ活動を推進し、地域のまちづくりに努めます。
- ◆地域における概ね小学校区単位での住民自治体制の整備とともに、その人材 育成や財政基盤の確立を支援します。
- ◆市内のそれぞれの地域において、個性ある地域づくりが可能な環境整備に努めます。



住民協議会勉強会

施策の体系

地域コミュニティの再生

新しい住民自治組織設立への支援

住民自治活動への支援

個性ある地域づくりの推進

施策の内容

1. 新しい住民自治組織設立への支援

- ●概ね小学校区を単位とした住民自治組織の設立とその活動拠点整備を支援します。
- ●自治会や設立された住民協議会に対して、地域交付金の導入をはかります。
- ●地域づくりのための企画立案ができる人材育成支援に努めます。

2. 住民自治活動への支援

- ●自治会活動への支援に努めます。
- 自治活動の拠点となる集会所整備と情報伝達設備の整備について支援します。
- ●市民活動の各種情報提供に努めます。

3. 個性ある地域づくりの推進

●市内それぞれの地域の持つ課題を解決し得る地域の個性を生かした環境整備に努めます。



住民自治のモデル



第6節

国際化の推進

現況と課題

- ●交通手段・通信技術の発達や経済活動のグローバル化による海外との国際交流の機会の増加ともに在住外国人は増加・長期定住化が進むなど、 地方都市においても国際化は着実に進んでいます。
- ■国際化感覚の高揚や草の根レベルでの国際交流の促進とともに、市民の 多文化共生意識の高揚や外国人にとって暮らしやすいまちづくりなど、 国際化の推進や多文化共生社会に対応した環境づくりを行う必要があり ます。

基本方向

◆国際化に対する市民意識の高揚や人材の育成、民間団体を主体とした草の根の交流の促進・支援をはかるとともに、市民や関係団体等と連携した多文化共生社会の実現に向けた、国際化推進体制の整備など環境づくりをはかります。

施策の体系

国際交流・協力・貢献活動の推進

国際化の推進

多文化共生社会の推進

国際化推進体制の整備



やたいむら(多文化共生社会の推進)

1. 国際交流・協力・貢献活動の推進

- (1) 市民や団体などの国際交流活動への支援
 - ●市民による国際交流活動の支援を行います。
 - ●国際交流団体等が行う国際交流活動への支援を行います。
- (2) 青少年等の国際交流活動への支援
 - ●青少年等の海外派遣への支援を行います。
 - 学校教育における国際化の推進をはかります。
- (3) 国際協力・貢献活動の推進
 - ●消防等を主体とする国際貢献活動と国際協力活動を推進します。

2. 多文化共生社会の推進

- (1) 地域の国際化に対する啓発や講座等の開催
 - ●地域の国際化を推進するために啓発活動を実施します。
 - ●外国語講座等を実施し、地域の国際化を進めます。
- (2) 在住外国人の暮らしやすいまちづくり
 - ●在住外国人のための生活相談窓□や情報の提供に努めます。
 - ●在住外国人にとって暮らしやすい環境整備に努めます。

3. 国際化推進体制の整備

- (1) 松阪国際交流協会等関係団体の育成支援
 - 松阪国際交流協会等の関係団体との連携に努めます。
 - ●国際化関係団体の育成支援に努めます。
- (2) 国際化推進計画
 - ●新市国際化推進計画を策定します。
- ●計画策定にあたっては、市民および在住外国人の参画をはかります。
- (3) 行政の体制整備の推進と市民との協働の推進
 - ●市の国際化推進体制の整備をはかるととも に充実強化に努めます。
- ●市民との協働により国際化の推進をはかります。



母国語保障



第7節 情報化の推進

現況と課題

- ●インターネットに代表される情報通信技術(IT)の進展は社会・経済活動に大きな変化をもたらし、日常の市民生活にも情報通信技術の活用が深く影響をおよぼしています。
- ●新市の発足にあわせ、電算ならびに各種情報システムの統合・構築、情報ネットワークの整備により、住民サービスの向上、行政事務の効率化に一定の成果が得られているものの、今後さらに情報通信技術(IT)の進展を行政事務に取り入れることが求められています。また、同時に情報セキュリティ対策を強化することも必要です。

基本方向

◆情報通信技術(IT)の進展を住民に対する行政サービスの向上につなげることを最終的な目標とし、電子自治体の実現に向けた情報通信基盤および情報管理システムを効率的・効果的に整備するとともに、市民生活での利便性を支援する新しい市民サービスの充実に向け、県および他の自治体との連携強化をはかっていきます。

施策の体系

情報化の推進

高度情報社会への対応

電子自治体の推進



行政事務の情報化

1. 高度情報社会への対応

- ●すでに運用されている各種情報システムおよび全庁情報ネットワークの機能のさ らなる拡充をはかります。
- ●個人情報保護条例と情報セキュリティポリシーの徹底をはかり、不正アクセスや コンピュータウィルスの侵入からの防御など、情報セキュリティ対策を推進しま す。
- ●地域情報化の新たな展開について検討します。

2. 電子自治体の推進

- ●自宅や勤務先からでもインターネットを通じて各種申請・届出などが可能となる 「電子申請・届出システム」、また、同様にインターネットで各施設の空き状況 の確認や予約ができる「施設予約システム」を県内の自治体との共同開発による 導入をめざします。
- ●パソコン等を使って公共料金等の支払いができるシステムの導入について検討し ます。
- ■電子自治体の推進にあたっては、情報格差対策にも配慮します。

■インターネット普及率の推移 (全国)



資料:IT推進課